

諮詢書

佐市資産第1215号
平成28年 1月20日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、個人情報の目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 諒問内容

固定資産税納税義務者情報の目的外利用について

2. 目的

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正により、市が耐震改修促進計画に耐震診断を義務付ける道路（以下「耐震診断義務付け路線」）を指定した場合、地震時に建築物が倒壊した場合道路を1/2以上閉塞する建築物について耐震診断が義務付けられこととなった。（昭和56年5月31日以前に着工された建築物に限る。）

その路線沿いの耐震診断が義務付けられた建築物の所有者は、市へ診断結果を報告しなければならず、市は診断結果を公表することとなる。

法の規定では、報告を行わない建築物の所有者に罰則があるため、十分に法律の内容を周知する必要がある。

その為、指定前に対象となる建築物の所有者に対して文書や面談により法律の説明や、補助制度の周知を予定しているが、登記情報のみでは文書等が未着となる恐れがある為、漏れなく所有者等に周知するため納税義務者情報をを利用する。

3. 目的外利用を行う個人情報の内容

市が計画する、耐震診断義務付け路線の沿道建築物のうち、地震時に倒壊した場合道路の1/2以上を閉塞する昭和56年以前に着工された建築物の納税義務者の住所・氏名及び相続人、納税管理人、送付先の住所・氏名（登記情報の活用を前提としており「未登記物件」や「所有者情報にたどり着かないもの」に対しての利用を想定している。）

4. 利用申請所属

建設部 建築指導課

5. 個人情報所管課

市民生活部 資産税課

6. 利用期間

平成28年4月1日から業務完了まで

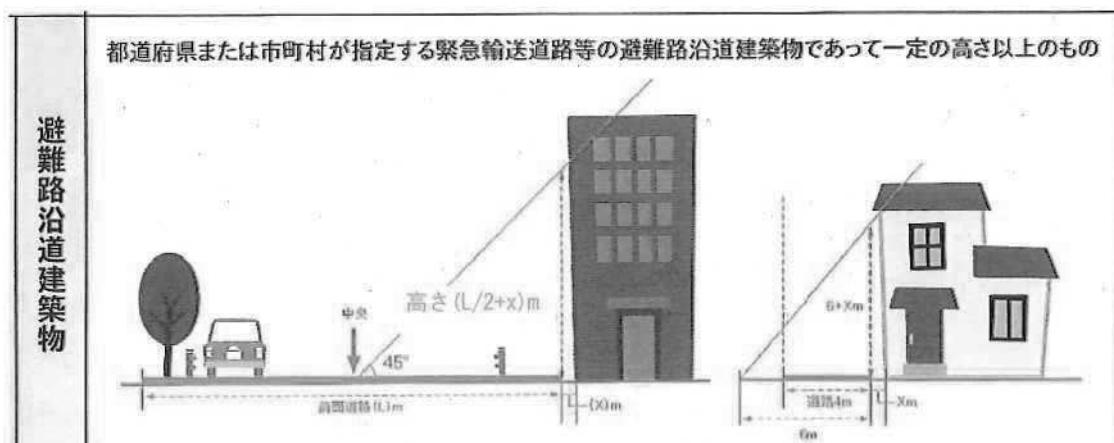
改正耐震改修促進法について（要安全確認計画記載建築物）

1. 耐震診断が義務付けられる建築物の要件

耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月 25 日施行）により、市耐震改修促進計画に耐震診断を義務付ける路線を指定した場合、沿道建築物のうち次の要件全てに該当する建築物の所有者に耐震診断が義務付けられることとなった。

○建物の要件

- ・地震時に倒壊した場合、道路の 1/2 以上を閉塞する建築物
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物



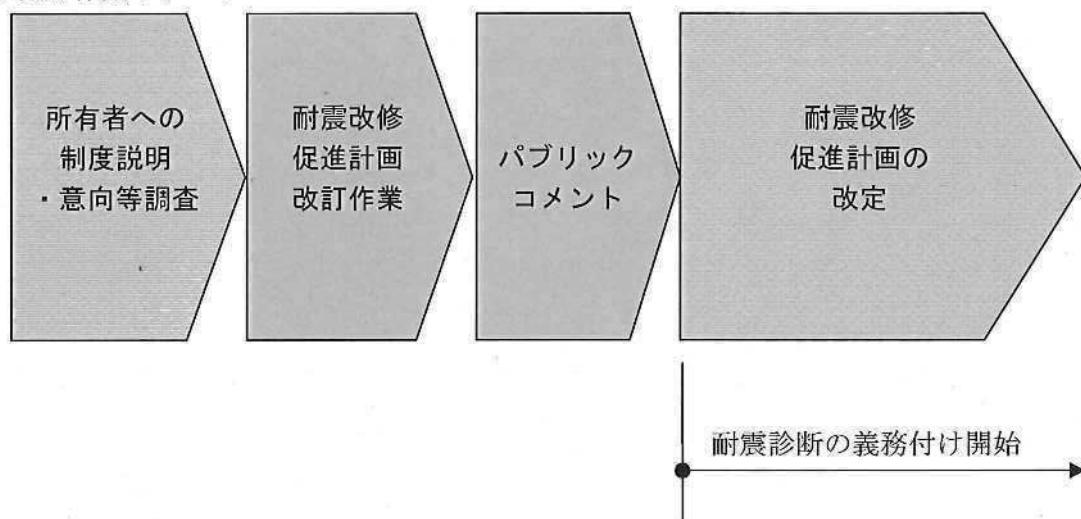
2. 耐震診断が義務付けられる場合の措置

- ・所有者は市の定める期間までに耐震診断の結果を報告しなければならない。
- ・市は耐震診断の報告を受けたときは、報告の内容を公表しなければならない。
- ・市は所有者が報告を行わなかった場合等命令等を行うことになり、命令に違反した場合は罰則規定が設けられている。

3. 耐震診断を義務付ける路線の指定について

「佐賀市建築物耐震改修促進」を改定し、耐震診断を義務付ける路線として位置付け、報告期限を定めることにより指定される。

○改訂作業イメージ



建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正施行
平成25年11月25日改正施行



国土交通省

国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 (75% (H15)→少なくとも9割 (H27))
- 相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震改修等の目標
- 公共建築物の耐震化の目標

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象 (全ての既存耐震不適格建築物)

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公示対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物 (耐震改修促進計画に位置付け)

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のまままで可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例: 3/4→1/2)

- ・耐震性に係る表示制度(任意)
・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

- ・耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

- ・補助等の実施
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制等

: 今回の主な改正点

